

育むみどり

発行者 滋賀北部森林組合 本所 〒521-0225 滋賀県米原市市場438 ☎0749-55-8008
http://www.lumber-base.jp 東浅井事業所 〒526-0244 滋賀県長浜市内保町2535 ☎0749-74-0276

第一回通常総代会

全議案とも原案承認

昨年六月一日に合併してから丸一年が経過し、この一年間の報告と平成十八年度の計画等を審議される第一回通常総代会が去る七月二十二日（土）に長浜市浅井文化ホール小ホールで開催されました。

組合長挨拶、来賓代表の祝辞に続いて、出席総代七十八名、委任状六名、書面議決七十六名により議事が開始され、長浜市寺師町の草野景一議長のもとで、全議案可決承認となりました。
今回は、その概要をお知らせします。



議事風景

組合長挨拶概要

今年もまた梅雨末期の豪雨に見舞われ、各地で山地崩壊などが多発しました。私達は、災害に見舞われる度に為すすべもなくたどるたえるばかりであります。日頃から地道な減災対策の取り組みを痛感する次第であります。

その森林・林業を取り巻く情勢は依然として厳しい現実で、国産材価格の低迷や林業後継者激減などの社会要因は、林業関係者、とりわけ私達森林組合関係者の経営に大きなダメージを与えております。一方、集中豪雨や台風等による山地災害の多発や地球温暖化防止のための国際枠組みである気候変動枠組み条約や、昨年二月に批准された京都議定書など、森林の持つ多面的機能に対する国民の関心は急速に高まっています。特に、京都議定書では我が国に対し、平成二十年からの五年間に二酸化炭素の総排出量を六割削減することが義務付けられています。しかも、昨年四月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、我が国の削減約束六割の内半分以上を森林組合など林業関係者が保全管理する森林によって削減することとしております。そのためには、森林の持つ多面的機能を持続的かつ



高度に発揮させていかなければなりません。森林の構成要素である樹木、下層植生、森林土壌等がバランスよく保持されるよう、森林の整備・保全を着実に進めていく必要があります。この目標達成計画に基づく国の森林・林業基本計画では、各種の数値目標が示され、中でも間伐の推進については、平成十二年度から実施された「緊急間伐五カ年対策」により五年間で百五十万立木の実績となりました。が、平成十七年度からは年間概ね三十万立木の間伐を実施する「間伐等推進三カ年計画」が推進されており、私達はこれらの制度・政策に則って組合事業の推進を図っています。

平成十八年度の森林林業白書によれば、国土の三分の二を占める森林の蓄積量は三十五億立方メートルに達しており、隣国中国のわずかに四割の国土の我が国は、世界第十三位という森林大国であります。しかも、一千万を越える人工林の大半が三十五年以上の高齢級に入っており、毎年の伐採量を差し引いても尚年平均八千万立方メートルの蓄積を増やしていると言われております。加えて近隣諸国の急速な経済発展は、やがてそれぞれ自国の自給率低下につながり、貿易上農林産物の争奪が必定と予測されます。私達、森林・林業に携わる者はまさに剣が峰に立たされておりますが、この時こそ我が国森林・林業の唯一の防人として不動の信念と誇りをもって難局打開に立ち向かわなければなりません。

平成十三年に日本学術会議が農林水産大臣に答申した「森林の持つ多面的機能の評価」を見ると、木材生産や災害防止などの環境保全等八分類の年間評価額は七十兆二千六百億円の恩恵を国民にもたらしているとのことで、まさに森林は「緑の社会資本」であります。森林保全対策の気運が高まりつつあることは喜ばしい限りです。森林整備などを目的とする地方税の創設は、平成十五年の高知県を皮切りに、本年度までに十六県となりました。本県においても昨年から「琵琶湖森林づくり県民税」が創設されたことはご案内のとおりです。

全国森林組合系統においては森林組合改革プランに基づき、経営基盤の再編・強化に取り組み、かつて五千二百余の森林組合が平成十六年度末には九百五組合となりました。私達東浅井・長浜坂田両組合は昨年六月に勇断して合併しました。体力・資力ともにまだまだ不十分であり、県土の二分の一を占める森林の多面的機能の重要性を認識した上で、県土の保全と利用を両立させつつ、多様なニーズに永続的に対応する「持続可能な森林経営」のために、県下の十四組合鳩首を寄せて、数年を経ずして県下一組合大同合併の議論を重ねているところです。

合併一年次を総括して大変厳しい環境下ではありますが、役員一丸となって組合員の負託と森林保全に努めた結果、経営面においては僅かではありますが黒字決算を打つことが出来ました。これらひとえに県・市町御当局はじめ総代各位、組合員皆様の深いご理解とご支援の賜であり、ここに厚く御礼申し上げます。まだまだ厳しい中で、今後とも更なるご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

その他の議決事項

- ◎ 平成十八年度役員報酬額
 - ◎ 役員退任慰労金支給規程
 - ◎ 平成十八年度事業計画
 - ◎ 平成十八年度借入金最高限度額
 - ◎ 余裕金預け先金融機関
 - ◎ 員外者からの工事等分担金の徴収及びその方法
 - ◎ 定款の一部変更
- 以上すべて原案どおり可決承認されました。
- また、合併初年度の役員任期は一年という定めにより、総代会において信任投票の結果、下記のとおり第二期役員が決定されました。

第二期役員紹介

代表理事組合長	多賀 榮之
代表理事副組合長	角川 誠
代表理事専務	石谷 八郎
理事 平尾 道雄	理事 川島 信也
理事 南部 厚志	理事 久米 伴彦
理事 古野 義次	理事 江竜 喜之
理事 宮野 清作	理事 山本 茂信
理事 山田 定男	理事 室谷 貞蔵
理事 滝本 勇	理事 小川 孝司
理事 宮川 英雄	理事 中尾 嘉成
理事 千田太次郎	理事 山本 昌生
理事 堤 孝士	理事 山本 重治
代表 監事	川崎 道雄
監事 西堀 春夫	監事 北川 善清

平成 18 年 5 月 31 日現在の状況

◎組合員及び出資金

組合員数: 5,968 名 出資金額: 58,053 千円

◎貸借対照表(単位:千円)

流動資産	296,574	流動負債	43,109
固定資産	72,304	固定負債	99,849
		資本	225,920

◎平成 17 年度決算結果(単位:千円)

項目	収益	費用	差引
事業損益	441,338	314,779	126,559
管理費		126,401	△126,401
事業利益			158
事業外	5,504	151	5,353
経常利益			5,511
特別損益	839	4,527	△3,688
当期利益			1,823
法人税等		1,010	△1,010
未処分剰余金			813
未処分剰余金処分案			
法定準備金へ繰入			163
次期への繰越剰余金			650

手軽にできる
立木の皮剥き予防

熊や鹿による植栽木の皮剥き被害が拡大しています。

前号でも獣害対策を紹介しましたが、今回はその中でも家族で手軽にできる対策を紹介します。

熊や鹿による皮剥き被害を受けた立木は左写真1のような状態になり、被害のひどい場合は下写真2のように枯損となります。これらの皮剥き被害の予防には市販のポリエチレンテープ（P



写真1 熊による皮剥き被害



写真2 熊による皮剥き被害での枯損状況

Eテープ)を立木の幹に巻いておく方法が一般的です。このテープはどんな色のものでも良く、幅5cm長さ五百mのもので三百円までで買えます。厚さによって若干価格は異なりますが、森林組合では二百六十円で扱っています。



写真3 PEテープ

ように、立木の根本付近から上へ約2m位の高さまで巻きまします。始めに下から上へ螺旋状に巻いていき、そのまま続いて上から下へ螺旋状に巻いていくと写真4のように仕上がります。ただ、このテープは数年で劣化していきますので、その時は同要領で新しいテープを巻き直す必要があります。



写真4 幹巻き状態

(林地や農地の獣害予防) シカ、イノシシ、サルなどの獣害防止の各種ネットや電気柵なども販売および施工をしています。ネットは対応する獣の種類によって異なります。お困りの方はお気軽に森林組合の本所または事業所まで見積もりなどお電話下さい。

京都議定書

目標達成計画

昨年二月に京都議定書が発効となり、平成二十年から平成二十四年の温室効果ガスの排出量を平成二年レベルと比較して六割削減することが日本に課せられました。政府は昨年四月二十八日に温室効果ガス削減の具体的方針として「京都議定書目標達成計画」を閣議決定しています。(詳しくは環境省のホームページに開示されています。)

温室効果ガス吸収源対策・施策の中で「森林吸収源対策」として「森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画」に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する「目標達成」に大きなウェイトが置かれています。この内容をかいつまんで少し紹介します。

京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定） [抜粋]

第2節（2）温室効果ガス吸収対策・施策

① 森林吸収源対策

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づき2001年10月に閣議決定された森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標どおりに計画が達成された場合、京都議定書第3条3及び4の対象森林全体で、森林経営による獲得吸収量の上限値（4,767万t-CO₂、基準年総排出量比約3.9%）程度の吸収量を確保することが可能と推計される。

森林吸収量については、森林・林業基本計画に基づく推計であり、今後、算定方法等について精査、検討が必要である。また、現状程度の水準で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合について推計すると、確保できる吸収量は基準年総排出量比3.9%を大幅に下回ると見込まれる。森林経営による獲得吸収量の上限値を確保するためには、森林整備等を一層推進することが重要である。したがって、このための措置が課題となっており、横断的施策の検討も含め、政府一体となった取組及び地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業の事業者、国民等各主体の協力と多大な努力が必要である。（中略）

- 健全な森林の整備
 - ア 団地的な取組の強化や間伐材の利用促進等による効率的かつ効果的な間伐の推進
 - イ 長伐期・複層林への誘導
 - ウ 造林未済地を解消するための施策
 - エ 森林整備の基幹的な担い手の確保・育成
- 保安林等の適切な管理・保全等の推進
 - ア 保安林制度による転用規制や伐採規制の適正な運用及び保安林の計画的指定並びに保護林制度等による適切な森林保全管理の推進
 - イ 山地災害のおそれの高い地区や奥地荒廃森林等における治山事業の計画的な推進
 - ウ 松くい虫を始めとする森林病虫害や野生鳥獣による被害防止・防除対策、林野火災予防対策の推進
 - エ 自然公園や自然環境保全地域の拡充及び同地域内の保全管理の強化

（環境省のページ http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=6699&hou_id=5937）

別表5 温室効果ガス吸収源対策・施策の一覧

具体的な対策	対策評価指標 〈2010年度見込み〉	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果	
					吸収見込量	吸収量の積算時に見込んだ前提
森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進（地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策）	森林整備量（2012年までの年平均事業量） 更新 6万ha 下刈 35万ha 間伐 45万ha 複層林への誘導伐 3万ha 里山林等整備 4万ha 森林施業道等整備 2.79千km 木材供給・利用量 25万m ³	・森林・林業基本法及び森林・林業基本計画に基づく施策の展開 ・2003年から第1約束期間の終了年である2012年までの10年間に、基本計画に基づく森林整備等を計画的に強力に推進。さらに吸収量の報告検証体制を整備。（地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策を展開）			約4,767（森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標どおりに計画が達成された場合）	・林の有する多面的機能の発揮に関する目標（2010年） 〈森林面積〉 育成単層林 1,020万ha 育成複層林 140万ha 天然生林 1,350万ha 合計 2,510万ha （総蓄積）4,410百万m ³ ・産物の供給及び利用に関する目標 〈木材供給・利用量〉 25百万m ³

編集後記

今冬の雪害復旧に追われ、日々から、ようやく目途がたつてきたと思つた矢先に、梅雨前線による豪雨で全国各地に大きな災害が発生し、管内の河川でも異常増水により河川からの農業用水取水口の流失や、山間部では林道等の法面崩壊や路面洗掘などの被害が相次ぎました。異常天候のニュースは世界各地でも聞かれる昨今ですが、これも地球温暖化による影響でしょうか。

今回は第一回通常総代会の結果報告と京都議定書目標達成計画に関する記事が中心となりました。この目標達成計画に対しては、「この計画は、一定規模以上の企業に温室効果ガス排出量の報告を義務付けただけで、削減義務を課すこともせず、税の導入も先送りにした骨抜きプランで、削減分のほとんどは森林吸収や排出量の引によるものでしかない」といった意見も聞かれます。森林整備の目標達成に向け、行政当局や県民に対して働きかけが重要となってきました。

文責 伊夫伎